

## 稲沢市水道事業指定給水装置工事事業者 指定の申請のご案内

### 1 提出書類

提出書類	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○	
機械器具調書	○	○	
誓約書	○	○	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○	
定款の写し	○	—	余白に <u>原本証明</u> と <u>日付・代表者氏名</u> （押印必要）
登記事項証明書（原本）	○	—	発行日から <u>3か月以内</u> のもの
住民票の写し（原本）	—	○	発行日から <u>3か月以内</u> のもの
給水装置工事主任技術者免状の写し、または給水装置工事主任技術者証の写し	○	○	<u>2部</u>
主任技術者が自社社員であることが分かる書類	○	○	健康保険証の写しなど （登記事項証明書で役員であることが分かる場合等は省略可）
写真（建物・車両・機械器具等）	○	○	
地図	○	○	
指定給水装置工事事業者 指定時確認事項	○	○	3枚で1セット
電子メールアドレス記入書	○	○	

#### ※注意事項

・機械器具調書について（種別はア～エに分けて記載してください。）

- ア 金切りのこ：その他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器：その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチ：その他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

## 2 手数料の納付

申請の審査後に、指定給水装置工事事業者の指定手数料（10,000円）を納付していただきます。納付書のご用意ができ次第、ご連絡いたします。

## 3 指定給水装置工事事業者証の交付

納付が確認できましたら、事業者証を交付します。その際、様式データを複写したCD-ROMもお渡しします。